

# 社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けてのこととなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等\*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て

- 子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)
    - ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
    - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
    - ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
    - ・社会的養護の充実
- など

0.7兆円程度

医療・介護

- 医療・介護サービスの提供体制改革
    - ①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等
      - ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにすることで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
      - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
      - ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。
 (新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)
    - ②地域包括ケアシステムの構築
      - 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。
      - i)医療と介護の連携、ii)生活支援・介護予防の基盤整備
      - iii)認知症施策、iv)地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
      - v)マンパワーの確保等
- など

○難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

- 医療・介護保険制度の改革
    - ①医療保険制度の財政基盤の安定化
      - ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
      - ・協会けんぽに対する国庫補助
    - ②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保
      - ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
      - ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
    - ③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等
      - ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
      - ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し
    - ④介護給付の重点化・効率化
      - ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し
    - ⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化
- など

1.5兆円程度  
※充実と重点化・効率化を併せて実施

年金

- 現行制度の改善
  - ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
  - ・受給資格期間の短縮
  - ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

\* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。  
(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度 ※ 消費税財源(平年度ベース)

# 充実と重点化・効率化の同時実施

## 主な改革検討項目

2015年度の所要額（公費）合計 = 2.7兆円程度（～3.8兆円程度 - ～1.2兆円程度）

A 充実	B 重点化・効率化
<p>【子ども・子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援の充実 ・(例)0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消)</li> </ul>	
<p>【医療・介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化 ～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～</li> <li>・病院・病床機能の分化・強化と連携・在宅医療の充実等(8,800億円程度)</li> <li>・在宅介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築(2,800億円程度)</li> <li>・上記の重点化に伴うマンパワー増強(2,500億円程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均在院日数の減少等(▲4,400億円程度)</li> <li>・外来受診の適正化(▲1,300億円程度)</li> <li>・介護予防・重度化予防・介護施設の重点化(在宅への移行) (▲1,800億円程度)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策</li> <li>a 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 ←</li> <li>・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化 (低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度))</li> </ul> </li> <li>b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～1,300億円程度)</li> </ul> </li> <li>d その他(総合合算制度～0.4兆円程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公費への影響は完全実施の場合は▲1,600億円 改正法では、公費への影響は縮小(▲200億円程度)</li> <li>・介護納付金の総報酬割導入(完全実施すれば▲1,500億円)</li> <li>・軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化</li> </ul>
<p>【年金】</p> <p>&lt;新しい年金制度の創設(※)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所得比例年金(社会保険方式) ○ 最低保障年金(税財源)</li> </ul> <p>&lt;現行制度の改善&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最低保障機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付(5,600億円程度)</li> <li>・受給資格期間の短縮(300億円程度)</li> </ul> </li> <li>○ 遺族年金の父子家庭への拡大(100億円程度)</li> <li>● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大</li> <li>● 産休期間中の保険料負担免除 ● 被用者年金の一元化</li> <li>● 第3号被保険者制度の見直しの検討 ● 在職老齢年金の見直しの検討 (●は公費への影響なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物価スライド特例分の解消 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度から平成27年度の3年間で解消し、平成25年度は10月から実施</li> </ul> </li> <li>○ 高所得者の年金給付の見直しの検討</li> <li>○ マクロ経済スライドの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年最大0.1兆円程度の公費縮小</li> </ul> </li> <li>● 標準報酬上限の引上げの検討</li> <li>◆ 支給開始年齢引上げの検討(中長期的な課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において05兆円程度公費縮小</li> </ul> </li> </ul>

(※)3党の「確認書」では、今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議するとされている。

平成25年11月5日  
厚生労働省医政局国立病院課

(独)国立病院機構における(株)ノバルティスファーマ  
からの贈与等の状況について

1. 実人数

..... 349人

2. 最高額

① 贈与等報告書1件当たり最高額

..... 333, 333円

② 1人当たり最高額

..... 2, 568, 884円 / 5年

(注) 平成20年度第3四半期から平成25年度第1四半期までの贈与  
等報告書にかかるもの。

5392万円 約 1014人  
÷ 349人 = 1520円 / 5年

## 厚生労働省医政局国立病院機構

## 【相手方：ノバルティスファーマ(株)】

所属	役職	氏名	価額(円)	内容
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	333,333	著述
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	150,000	座長、ディスカッション
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	111,111	講演、討論参加
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	100,000	講演・座長・討論
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	100,000	講演・討論
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	100,000	座長・討論
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	100,000	座長
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	100,000	総合同会
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	100,000	座長
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	100,000	座長
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	88,888	講演
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	88,888	講演・コメントター
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	80,000	討論・討論
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	60,000	ディスカッション
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	55,555	監修
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	55,555	座長
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	55,555	講演
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	55,555	監修
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	50,000	講演・討論
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	50,000	座長・コメントター
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	50,000	座長・コメントター
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	50,000	コメントター
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	50,000	コメントター・座長
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	50,000	コメントター
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	50,000	コメントター
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	50,000	コメントター
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	44,444	講演
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	40,000	講演
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	40,000	講演
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	40,000	座長
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	40,000	コメントター
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	40,000	パネリスト
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	40,000	座長
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	30,000	座長
京都医療センター	臨床研究センター長	島津 章	20,000	講演、討論参加
合計			2,568,884	
件数			35	

## 「独立行政法人国立病院機構職員倫理規定」より抜粋

### (講演等の報酬の基準)

第8条 職員が、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うとする場合における、政令第9条第2項の規定による報酬の参考となるべき基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 職員が行う講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授、放送番組への出演に対する報酬の上限額は、1時間当たり40,000円程度とする。
- 二 職員が行う著述に対する報酬の上限額は、400字当たり8,000円とする。
- 三 職員が行う監修、編さんに対する報酬は、著述に対する報酬の上限額を踏まえ、提供した役割の内容に応じた、適切なものであることとする。
- 2 講演等の内容が医学及び医療に関し高度の専門性を有する等の事情により、前項に定める基準により難い場合には、職員は、倫理監督官又は倫理管理者に相談し、その指示に従うものとする。

### (利害関係者との飲食)

第9条 政令第3条第2項第7号に規定する職務として出席した会議における簡素な飲食とは、提供を受けた飲食物が3,000円程度までのものとする。

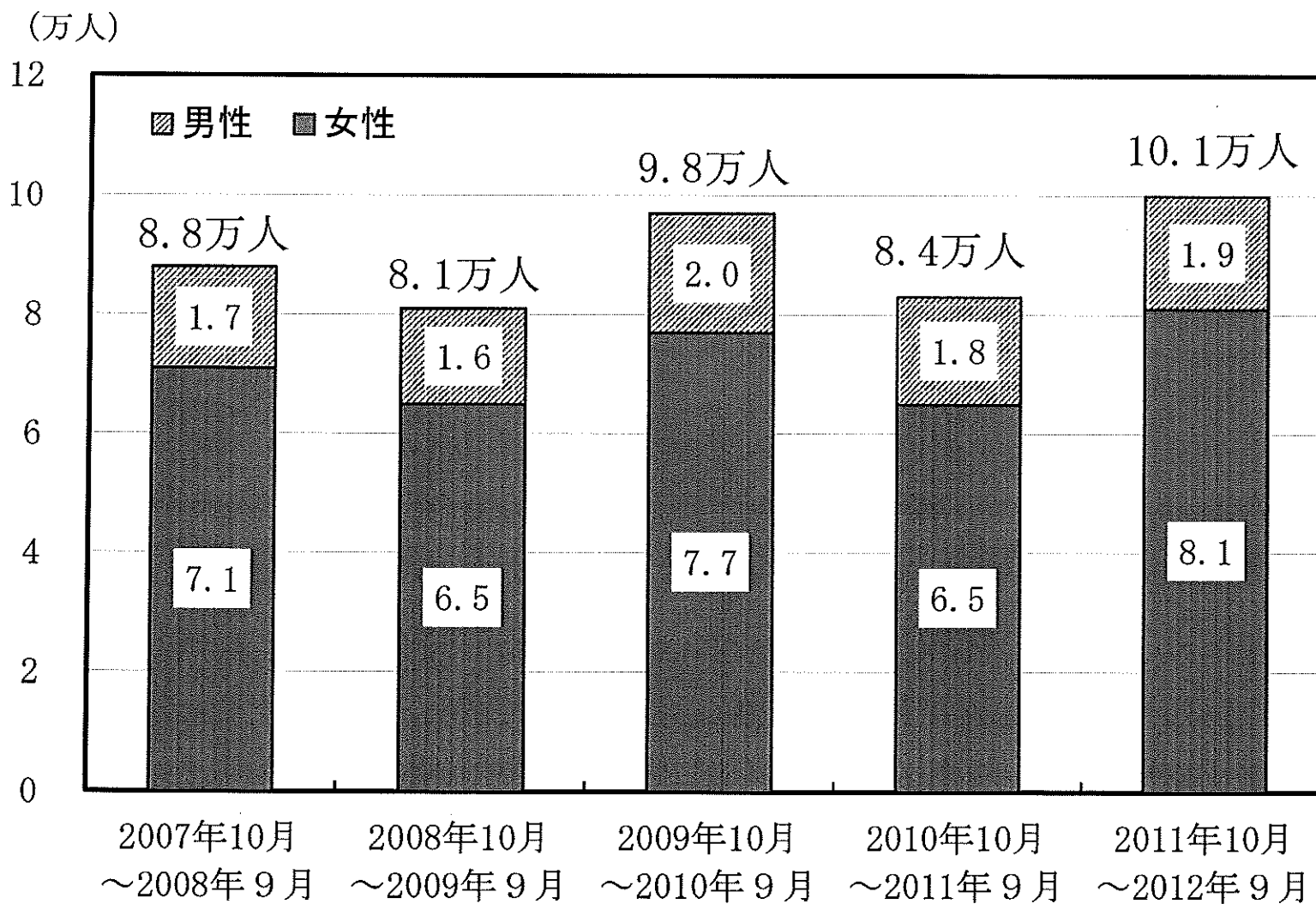
### (贈与等報告書の閲覧)

第10条 倫理監督官及び倫理管理者は、贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の額が1件につき20,000円を超える部分に限る。）について、法第9条第2項本文及び政令第13条第1項の規定に基づき閲覧の請求があった場合には、法第9条第2項ただし書きの規定に定めるものを除き、当該請求をした者に対し、当該請求のあった贈与等報告書を閲覧させなければならない。

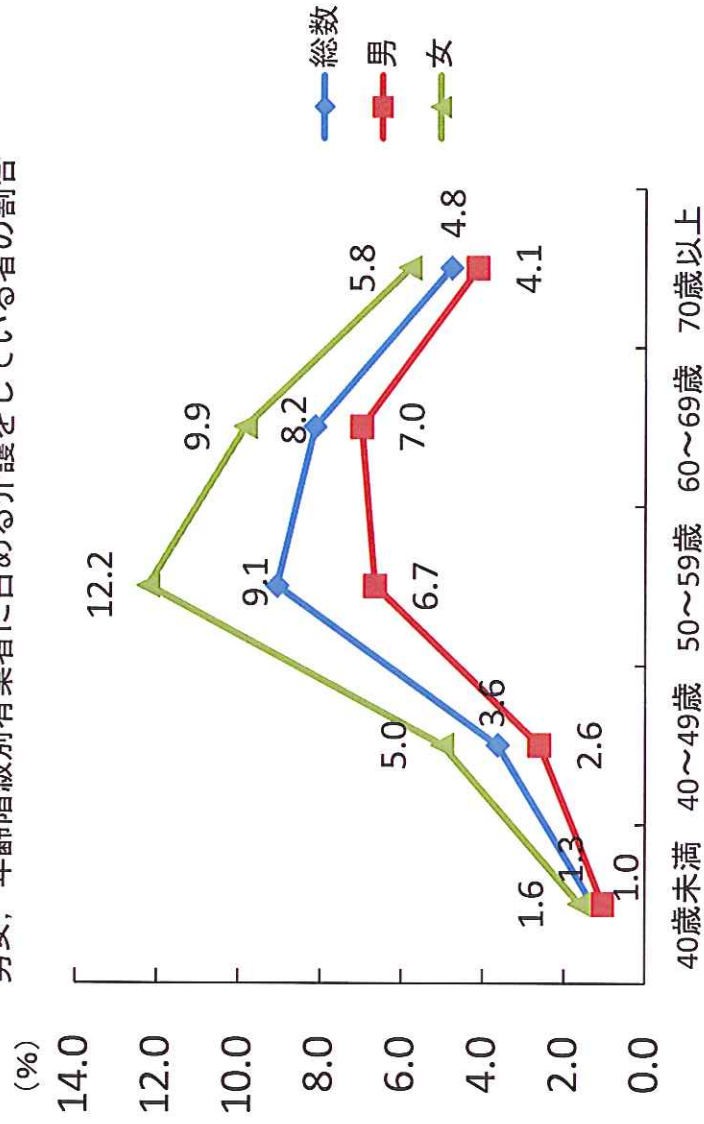
- 2 倫理監督官及び倫理管理者は、前項の規定により贈与等報告書を閲覧させる場合には、その閲覧する場所及び時間を指定するものとする。



### 過去5年間に介護・看護のために前職を離職した15歳以上人口



男女，年齢階級別有業者に占める介護をしている者の割合



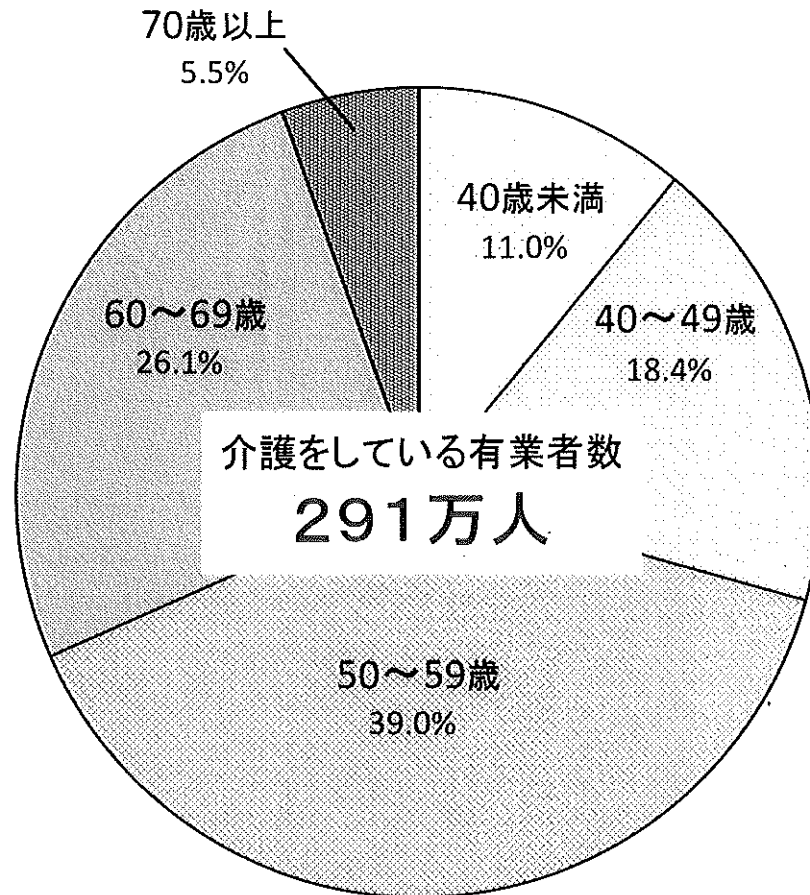
男女，年齢階級別有業者数，介護をしている者及び割合

	総数					(万人, %)						
	総数	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総数	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
有業者	6,442.1	2,460.2	1,464.0	1,250.5	932.2	335.2						
うち介護をしている者	291.0	32.0	53.4	113.5	76.0	16.1						
男	3,674.5	1,373.3	828.8	709.5	557.9	205.0						
うち介護をしている者	130.9	14.3	21.7	47.3	39.1	8.5						
女	2,767.6	1,086.9	635.2	541.0	374.3	130.2						
うち介護をしている者	160.1	17.7	31.8	66.2	36.9	7.6						
有業者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち介護をしている者	4.5	1.3	3.6	9.1	8.2	4.8						
男	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち介護をしている者	3.6	1.0	2.6	6.7	7.0	4.1						
女	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
うち介護をしている者	5.8	1.6	5.0	12.2	9.9	5.8						

出典：「平成24年就業構造基本調査」結果  
総務省統計局労働力人口統計室



## 年齢階級別介護をしている有業者数及び割合



介護をしている人(総数)

**557万人**

うち半数以上が、

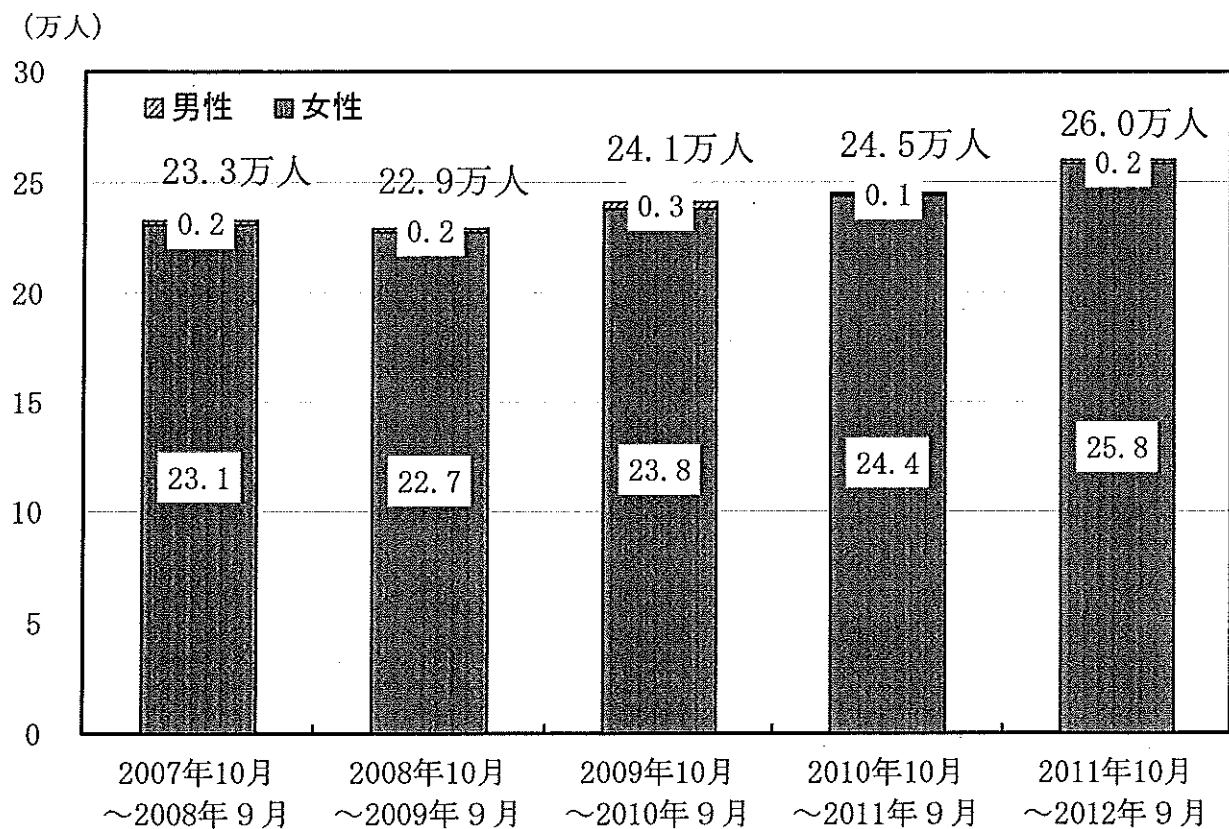
介護をしている有業者

(働きながら介護をしている人)

**291万人**

出典：「平成24年就業構造基本調査」結果  
総務省統計局労働力人口統計室

## 過去 5 年間に出産・育児のために前職を離職した 15 歳以上人口



出典：総務省統計局「平成 24 年就業構造基本調査」結果

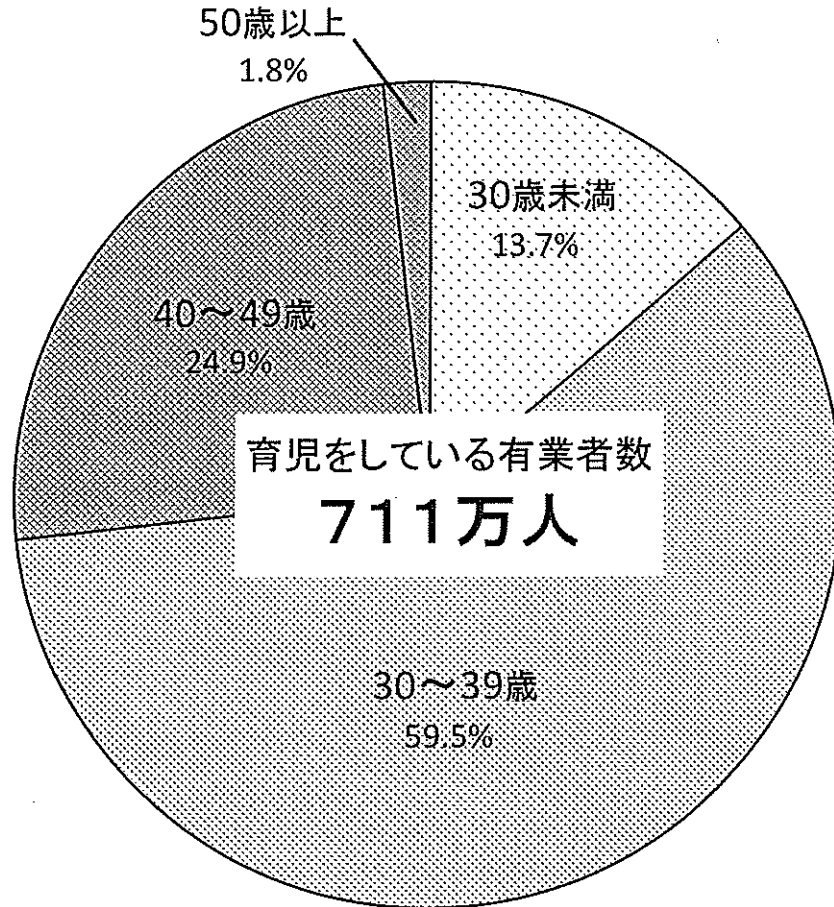
男女，年齢階級別育児をしている有業者数及び割合

(万人, %)

		育児をしている				
		総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50歳以上
実数	総数	710.6	97.6	422.9	177.0	13.1
	男	400.0	51.0	232.6	106.5	9.9
	女	310.6	46.6	190.3	70.6	3.2
割合	総数	100.0	13.7	59.5	24.9	1.8
	男	100.0	12.7	58.2	26.6	2.5
	女	100.0	15.0	61.3	22.7	1.0

出典：総務省統計局「平成 24 年就業構造基本調査」結果

## 年齢階級別育児をしている有業者数及び割合



育児をしている人(総数)

1000万人

うち7割以上が、  
育児をしている有業者  
(働きながら育児をしている人)

711万人

出典：「平成24年就業構造基本調査」結果  
総務省統計局労働力人口統計室

## 男女別仕事を辞めた理由の順位

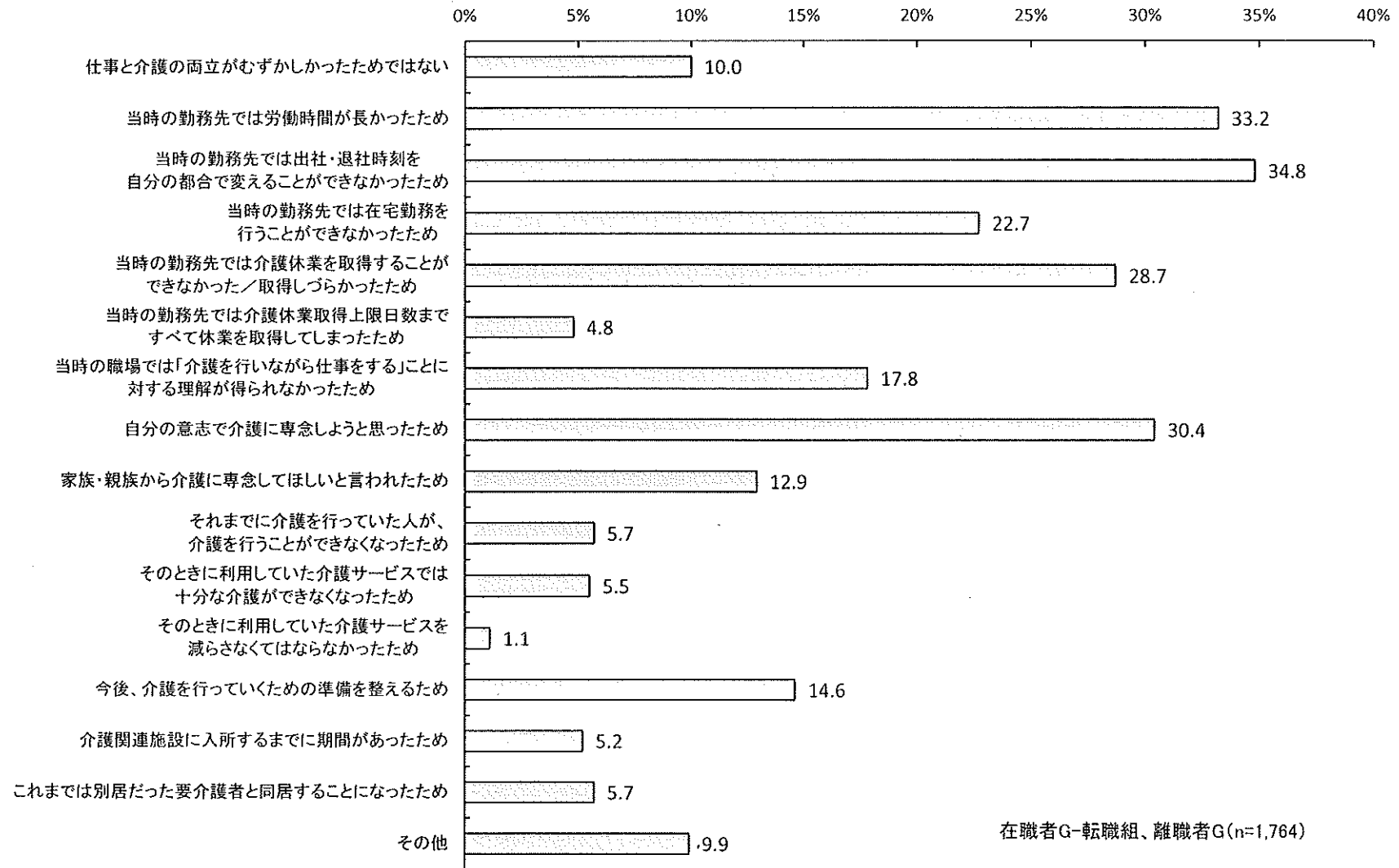
男性		
順位	仕事をやめた理由	割合(%)
1	定年・契約期間の満了	54.64
2	病気	12.36
3	無回答	9.41
4	その他	7.85
5	倒産、解雇	6.96
6	労働条件の悪化や不満	6.45
7	家族の介護、看護	2.29
8	結婚、出産、育児	0.04
	合計	100.00

女性		
順位	仕事をやめた理由	割合(%)
1	結婚、出産、育児	32.72
2	定年・契約期間の満了	18.58
3	その他	11.15
4	病気	10.92
5	無回答	8.73
6	家族の介護、看護	7.60
7	倒産、解雇	5.50
8	労働条件の悪化や不満	4.81
	合計	100.00

注：2012年7月現在で仕事をしていない者が最後にしていた仕事を辞めた理由を集計している。

出所：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」2012（平成24）年7月実施

# 介護期間中辞めた経験がある者の勤務先をやめたきっかけ



資料出所：みずほ情報総研株式会社「仕事と介護の両立に関する実態把握のための調査研究」  
 (平成21年 度厚生労働省委託事業)

## 高連協

Japan NGO Council on Aging (JANCA)

## 介護離職ゼロをめざすための要望書

投稿日：2013年9月12日 作成者：janca

平成25年9月10日

厚生労働大臣  
田村 憲久 様

介護離職ゼロをめざすための要望書

賛同者 一同

介護離職ゼロをめざすための要望書

私たちは、政府の社会保障制度改革国民会議報告書が冒頭の第1部で「女性、若者、高齢者、障害者などすべての人が働き続けられる社会」を提唱していることに心からの賛意を表します。つづいて「報告書」は、「今後親などの介護を理由として離職する人々が大幅に増加する」ことを懸念し、「介護休業・休暇を周知徹底する」こと、そのための「職場環境の整備を積極的に支援していく」必要を述べています。私たちは大いに期待しています。

すべての人があらゆるライフステージを通して働き続けるためには、育児と仕事の両立支援は必須であり、少子化対応としても待ったなしの政策です。同時に仕事と介護の両立は今後「報告書」が指摘するように多くの働き手が直面する問題となります。少子化時代の当事者が介護世代となってきたため、男女を問わずだれもが介護担当者にならざるを得ません。親の介護は、今多くの勤労者の不安材料となっています。

介護離職を余儀なくされる人々は、すでに40歳前後に達している場合が多く、ここで離職すると本人の老後の生活設計を危うくします。企業は長年育てた人材を失い、国や自治体、保険者は税や社会保険の担い手を失います。職場や社会と切り離された介護は、要介護高齢者にとっても幸せをもたらすとは限りません。

私たちは、介護離職ゼロをめざして、政府、自治体、企業、労働組合などに以下のような具体策を提案します。

一、企業に対して、育児における「くるみん」のような介護の環境整備の基準をつくり、政府の認証制度による普及・推進をはかること(政府)

一、仕事と介護の両立に向けて、介護が持つ特徴に照らし、さらに柔軟で多様な就労システムをつくること(政府、企業、労働組合)

一、介護保険制度の運用に際して、就労している家族介護者の増大を踏まえ、担当職員に仕事と介護両立支援について周知すること(政府、自治体、介護保険事業者)

ここに、それぞれの立場、団体で、仕事と介護の両立や地域福祉の推進に向けて活動している私たちが連名して、以上の政策の推進を要望します。

渥美 由喜 (東し経営研究所研究部長)  
安藤 哲也 (につぼん子育て応援団共同団長)  
岩田 喜美枝 (公益財団法人21世紀職業財団会長)  
上野 千鶴子 (認定NPO法人WAN理事長、東京大学名誉教授)  
上原 馨光 (一般社団法人全国介護者支援協議会会長)  
内永ゆか子 (J-win理事長、元IBM取締役執行役員)

太田 差恵子 (NPO法人パオッコ理事長)  
沖 藤 典子 (ノンフィクション作家)  
勝間 和代 (経済ジャーナリスト)  
鎌田 實 (医師・作家)  
佐藤 博樹 (東京大学大学院教授)  
袖 井 孝子 (一般社団法人シニア社会学会会長)  
辻 哲夫 (東京大学高齢社会総合研究機構特任教授)  
津止 正敏 (男性介護者と支援者の全国ネットワーク事務局長・立命館大学院教授)  
樋口 恵子 (NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長)  
堀 田 力 (公益財団法人さわやか福祉財団理事長)  
山 極 清子 ((株)wiwiw 社長執行役員、立教大学ビジネスデザイン研究科特任教授)  
山 田 昌弘 (中央大学教授)  
吉 田 成良 (高齢社会NGO連携協議会専務理事) (50音順)  
事務局 NPO法人 高齢社会をよくする女性の会  
TEL 03-3356-3564 (月・水・金)  
FAX 03-3355-6427  
Eメール wabas@eagle.ocn.ne.jp

カテゴリー: 高齢社会への政策 (高齢協オビニオン広場) / パーマリンク



**【介護期間中に仕事を辞めた経験がある者の、辞めた勤務先での勤務継続意向】**

- 介護期間中に仕事を辞めた経験がある者の、辞めた勤務先での勤務継続意向をみると、「そう思う＋どちらかというと思う」「そう思わない＋どちらかというと思う」はそれぞれ下表の通りであり、7割程度が当時の勤務先において勤務継続意向を持っていたことが分かる。

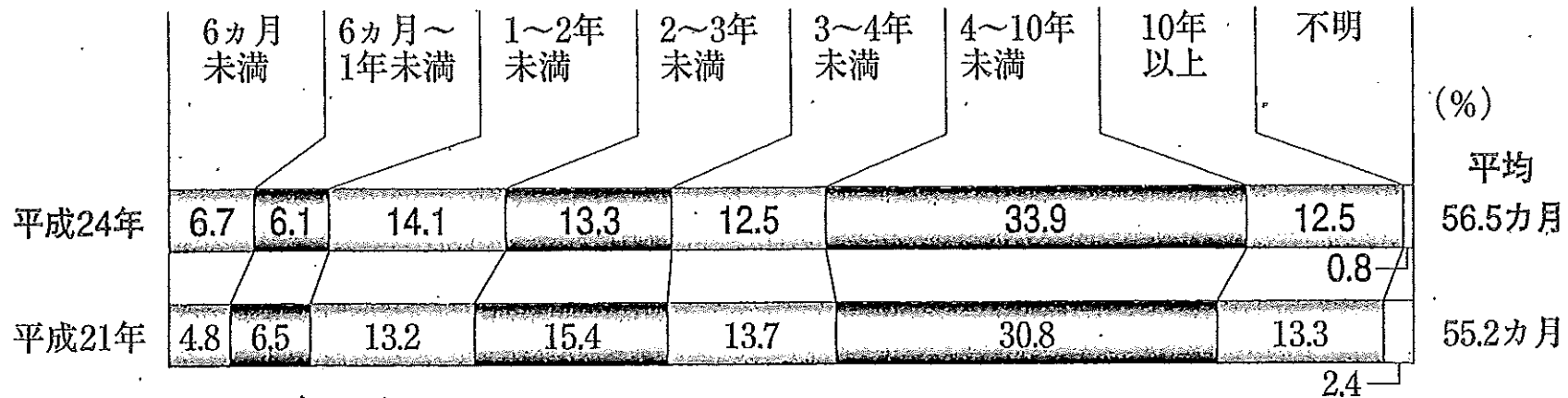
(在職者G・転職組・離職者組のみの設問)

合計 (n)	そう思う＋ どちらかとい うと思う	そう思わな い＋どちら かというとい うと思う	無回答	非該当
1764	68.6%	31.4%	0.0%	1912

(b) 介護期間

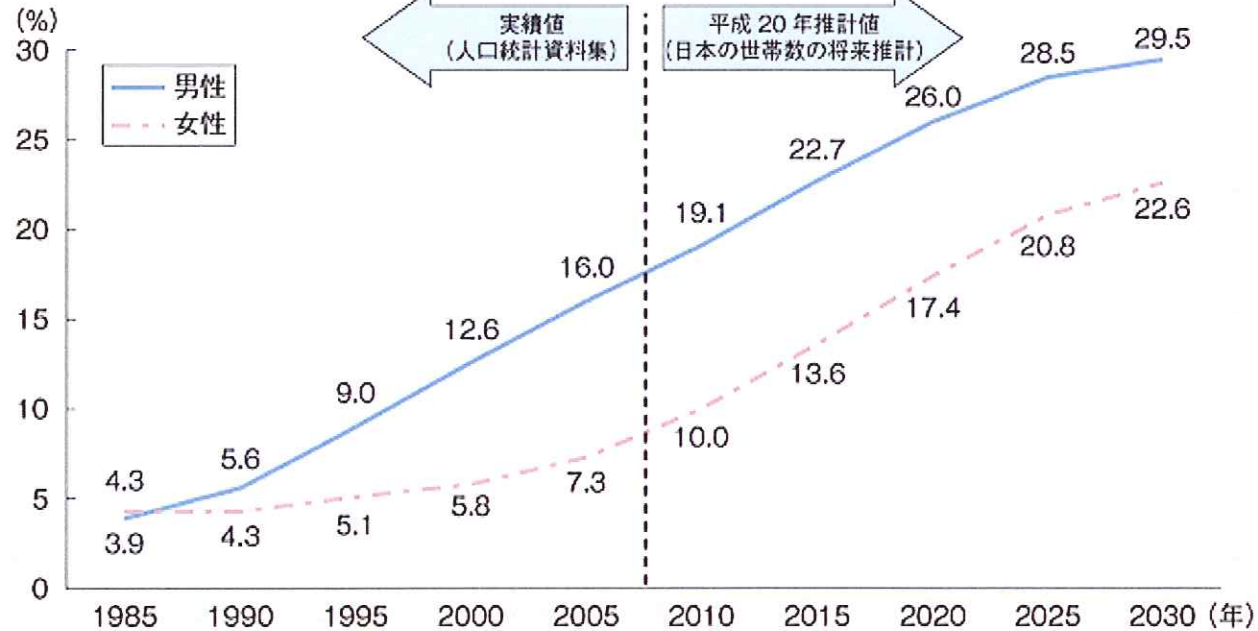
介護を始めてからの期間（介護中の場合は経過期間）をみると、平均56.5カ月（4年9カ月）となっている。介護期間の分布をみると、「4～10年未満」が33.9%（前回30.8%）と最も多く、次いで「1～2年未満」14.1%（前回13.2%）、「2～3年未満」13.3%（前回15.4%）の順となっている。（図表Ⅱ－56）

〈図表Ⅱ－56〉 介護期間



2030年には男性の3人に1人が生涯独身

図表 2-4-2 生涯未婚率の推移

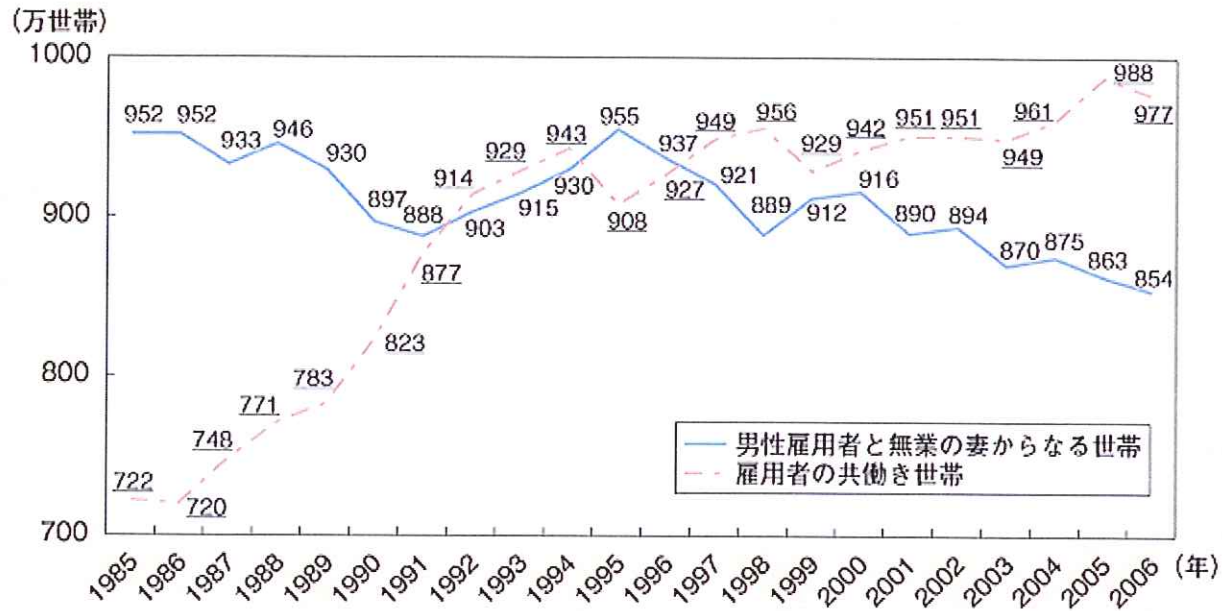


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成20年3月推計）」、「人口統計資料集（2010年版）」  
 注：生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005年までは「人口統計資料集（2010年版）」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

【出典：平成22年版厚生労働白書】

1980年代後半から1990年代前半にかけて、共働き世帯が急増：1995年以降は増加傾向：1997年以降は専業主婦世帯と逆転

図表 2-4-3 共働き世帯の推移



資料：平成 20 年度厚生労働白書

資料：内閣府「平成 19 年版男女共同参画白書」

(注) 1) 1985 年から 2001 年は総務省「労働力調査特別調査」(各年 2 月。)、2002 年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」(年平均)より作成。

2) 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び完全失業者) の世帯。

3) 「雇用の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

4) 「労働力調査特別調査」と「労働力調査 (詳細結果)」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

【出典：平成 22 年版厚生労働白書】

H24.10

表Ⅱ-2-14 男女，現在の就業状態，前職の離職時期別介護・看護により前職を離職した15歳以上人口

H25.8.21日付 -平成14年~24年

(千人)

前職の離職時期		平成19年10月 ~24年9月					平成14年10月 ~19年9月	平成9年10月 ~14年9月	
		総数	平成23年10月 ~24年9月	平成22年10月 ~23年9月	平成21年10月 ~22年9月	平成20年10月 ~21年9月			平成19年10月 ~20年9月
男女 現在の就業状態	総数	486.9	101.1	84.2	98.6	81.9	88.5	567.7	524.4
	有業者	123.2	17.8	21.5	23.9	24.8	27.1	163.5	143.5
	無業者	363.7	83.3	62.7	74.6	57.1	61.4	404.2	381.0
	男	97.9	19.9	18.4	20.9	16.1	17.1	100.9	77.8
	有業者	27.6	3.4	5.1	5.1	6.4	6.5	36.5	27.1
	無業者	70.3	16.5	13.3	15.8	9.7	10.6	64.4	50.7
	女	389.0	81.2	65.9	77.7	65.7	71.5	466.8	446.7
	有業者	95.6	14.4	16.4	18.8	18.3	20.6	127.0	116.4
	無業者	293.4	66.8	49.5	58.8	47.4	50.9	339.8	330.3

被用者（公務員除く）の 4 層構造

① 加入はしているが、保険料未払いの被用者

■未払い保険料の総額■

厚生年金	4205 億円
協会けんぽ	2351 億円

② 加入の義務はあるが、未加入の被用者

■未加入者が加入した場合の保険料の総額■

厚生年金	2.36 兆円
協会けんぽ	1.23 兆円

③ 現行ルール上では加入対象になっていない被用者（週 20 時間以上 30 時間未満）

■加入対象となった場合に増加する保険料の総額■

社会保険料 （医療・年金）	1.08 兆円
------------------	---------

④ 加入対象であり、保険料も払っている被用者（通常のパターン）

■支払った保険料の総額■

厚生年金	24 兆 1549 億円
協会けんぽ	7 兆 8653 億円

（出所）

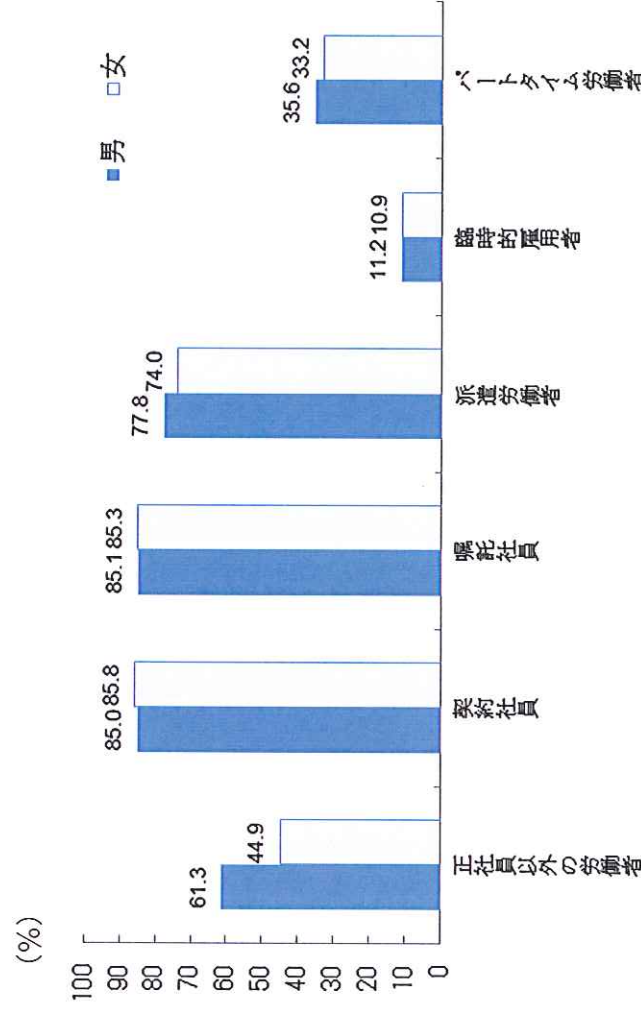
- ① 日本年金機構「平成 24 事業年度業務実績報告書（案）」平成 25 年 6 月 24 日から「収納未済額」（平成 24 年度）
- ② 長妻事務所試算  
加入義務があつて未加入の者 350 万人、厚生年金の平均保険料年額 67.6 万円（労使）、協会けんぽの平均保険料年額 35 万円（労使）と想定。  
（出典：「厚生労働省年金局 平成 23 年厚生年金保険・国民年金 事業年報」「厚生労働省保険局 HP）  
・厚生年金：67.6 万円×350 万人＝約 2.37 兆円  
・協会けんぽ：35 万円×350 万人＝約 1.23 兆円
- ③ 第 12 回社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会（平成 24 年 2 月 13 日）  
議事録から  
週の所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者（現在加入対象ではない）が加入した場合の事業主負担増加額は医療保険 2100 億円、厚生年金 3300 億円（厚生労働省の粗い 2015 年度推計）。  
・（2100 億円＋3300 億円）×2＝約 1.08 兆円  
※雇用期間 6 カ月未満除外
- ④ 日本年金機構「平成 24 事業年度業務実績報告書（案）」平成 25 年 6 月 24 日から「保険料収納額」（平成 24 年度）

平成 25 年 11 月 5 日

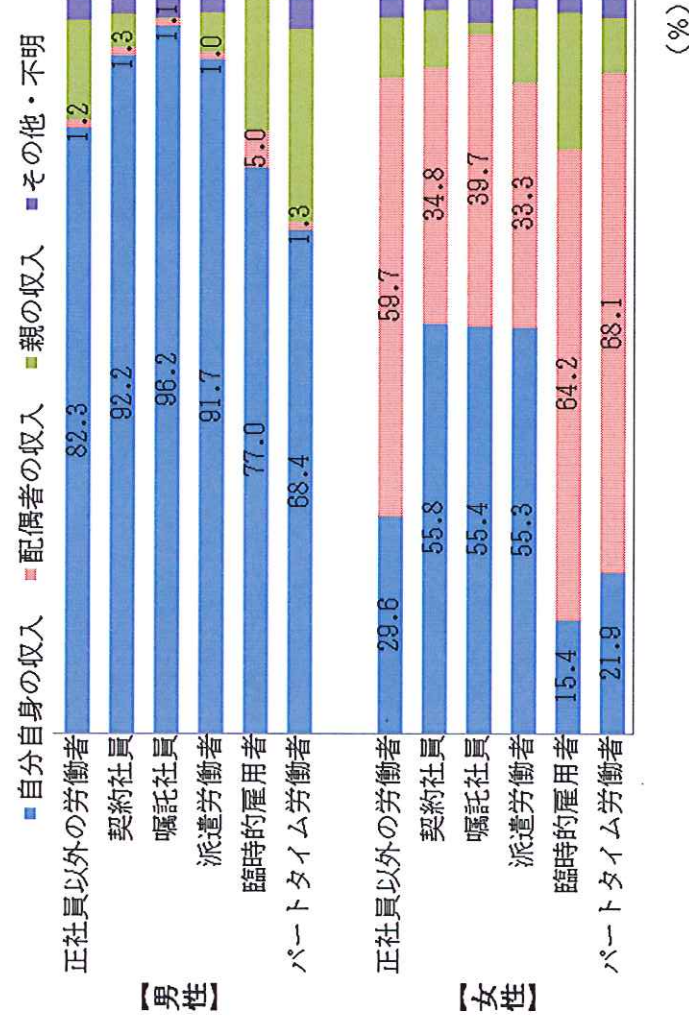
厚生労働省大臣官房統計情報部

雇用・賃金福祉統計課雇用構造第二係

・厚生年金の適用労働者の割合



・主な収入源別労働者の割合



(資料) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(2010年)

(注) 個人調査

(担当)

厚生労働省大臣官房統計情報部

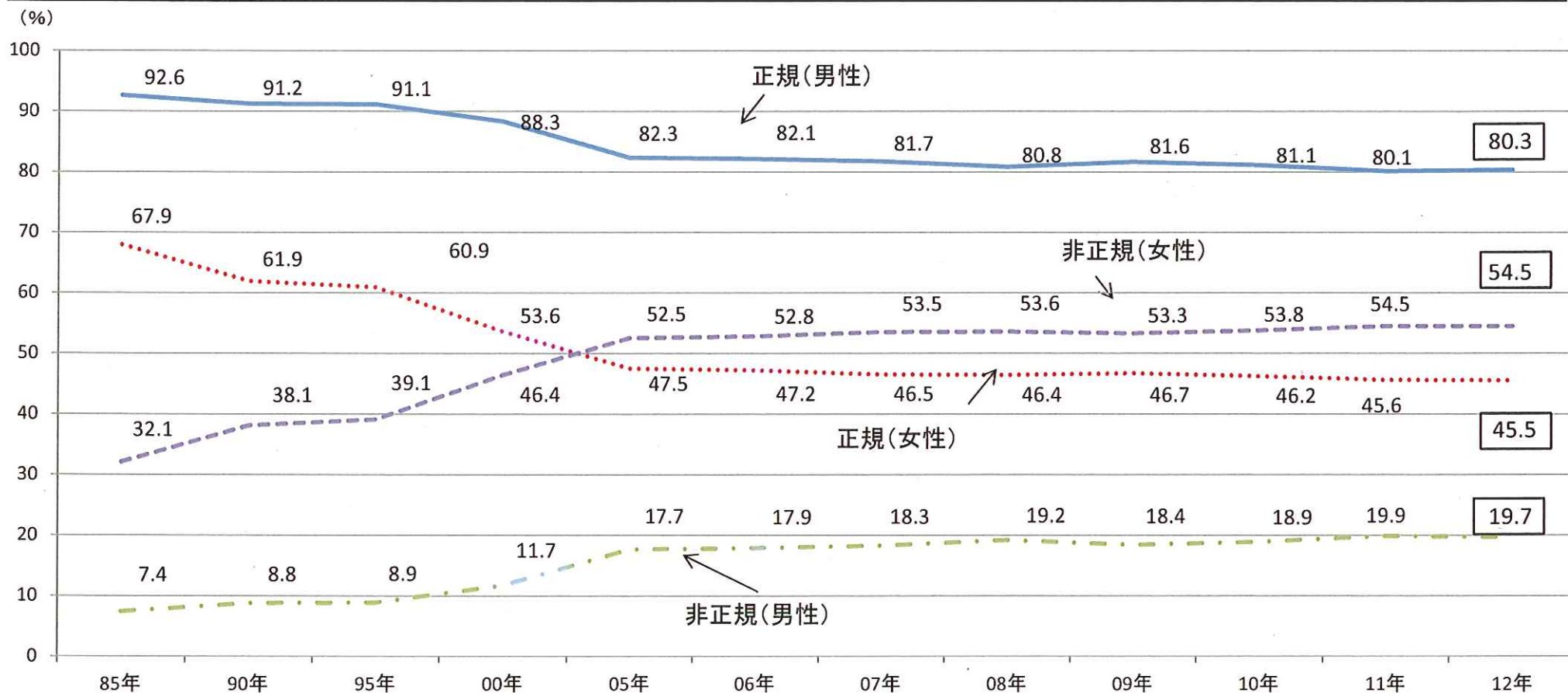
雇用・賃金福祉統計課雇用構造第二係

電話 03-5253-1111 内線 7615

03-3595-3145 (ダイヤルイン)

## 正規雇用と非正規雇用の労働者の推移(性別)

- 雇用者に占める正規雇用の労働者、非正規雇用の労働者の割合を男女別にみると、
- ・ 男性は、9割を超えていた正規労働者の割合が低下し、非正規雇用の労働者の割合は2割弱
  - ・ 女性は、非正規雇用の労働者の割合が上昇し、2000年代には正規労働者の割合を上回り、非正規雇用の労働者の割合は5割超



(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

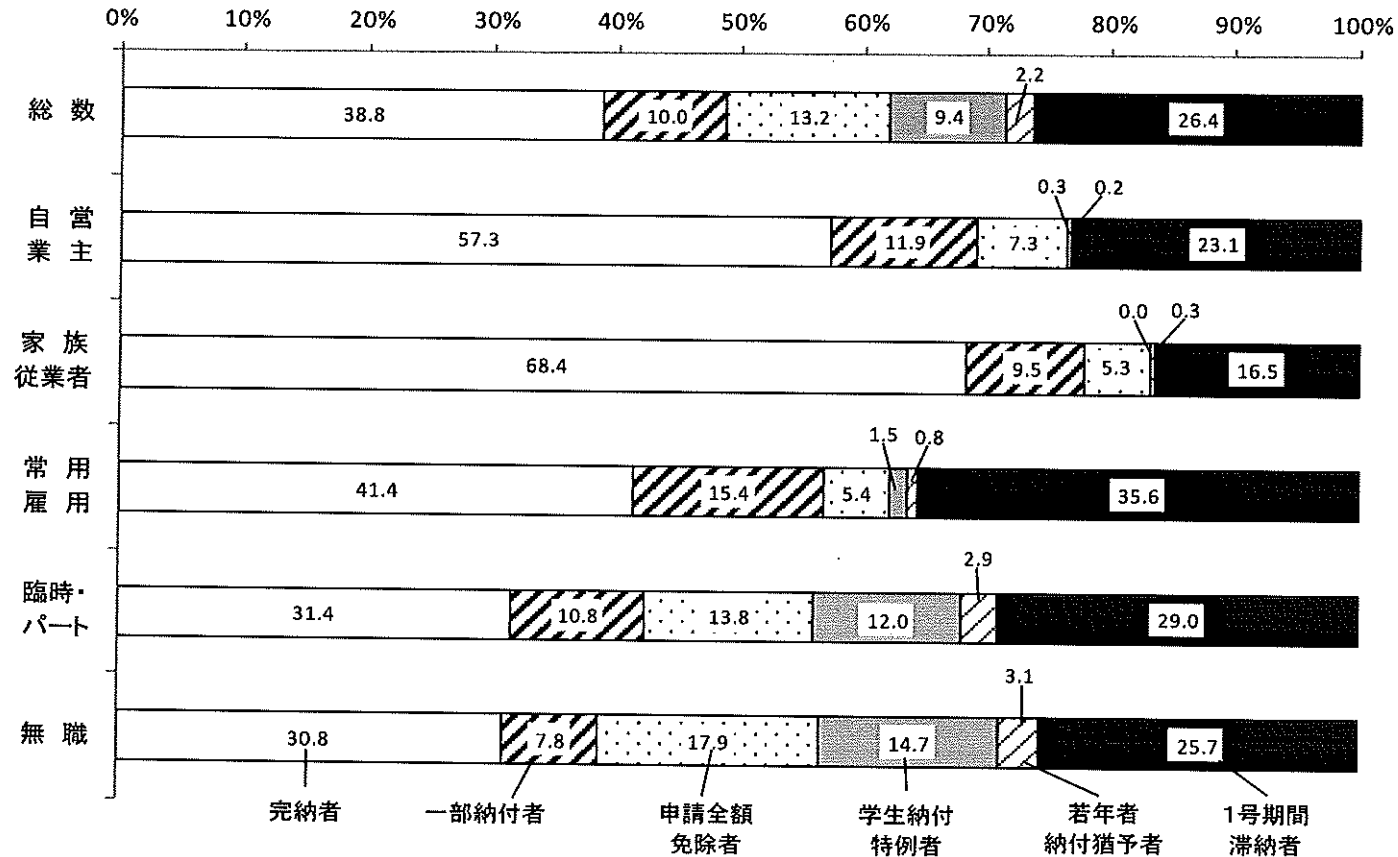
正規雇用の労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

非正規雇用の労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者が含まれる。

2011年の割合は、被災3県の補完推計を用いて算出した割合。



## 就業状況別保険料納付状況

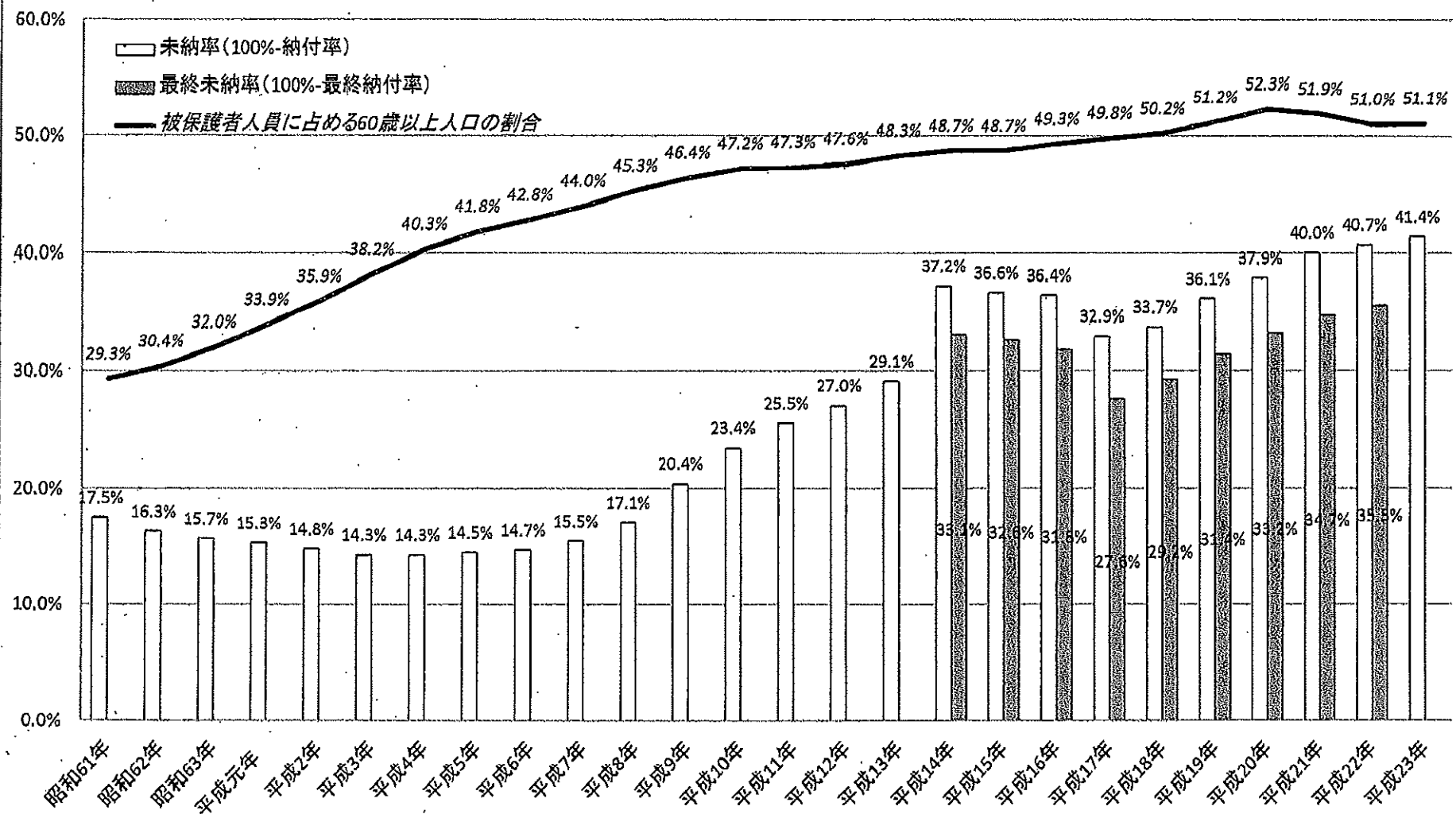


注1 「総数」には、就業状況不詳の者を含む。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

出典：厚生労働省「平成23年国民年金被保険者実態調査」

年金未納率と被保護者人員に占める60歳以上人口の割合の年次推移(グラフ)



(出典)厚生労働省「被保護者調査」<<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16.html>>及び厚生労働省「平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」2013.6.24.<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000356df-att/2r985200000356i6.pdf>>を基に作成。

諸外国の社会保険料の事業主負担の軽減策について

欧州などでは、失業者などの雇用を創出した企業を対象として「事業主負担の軽減」が行われている例があります。

※

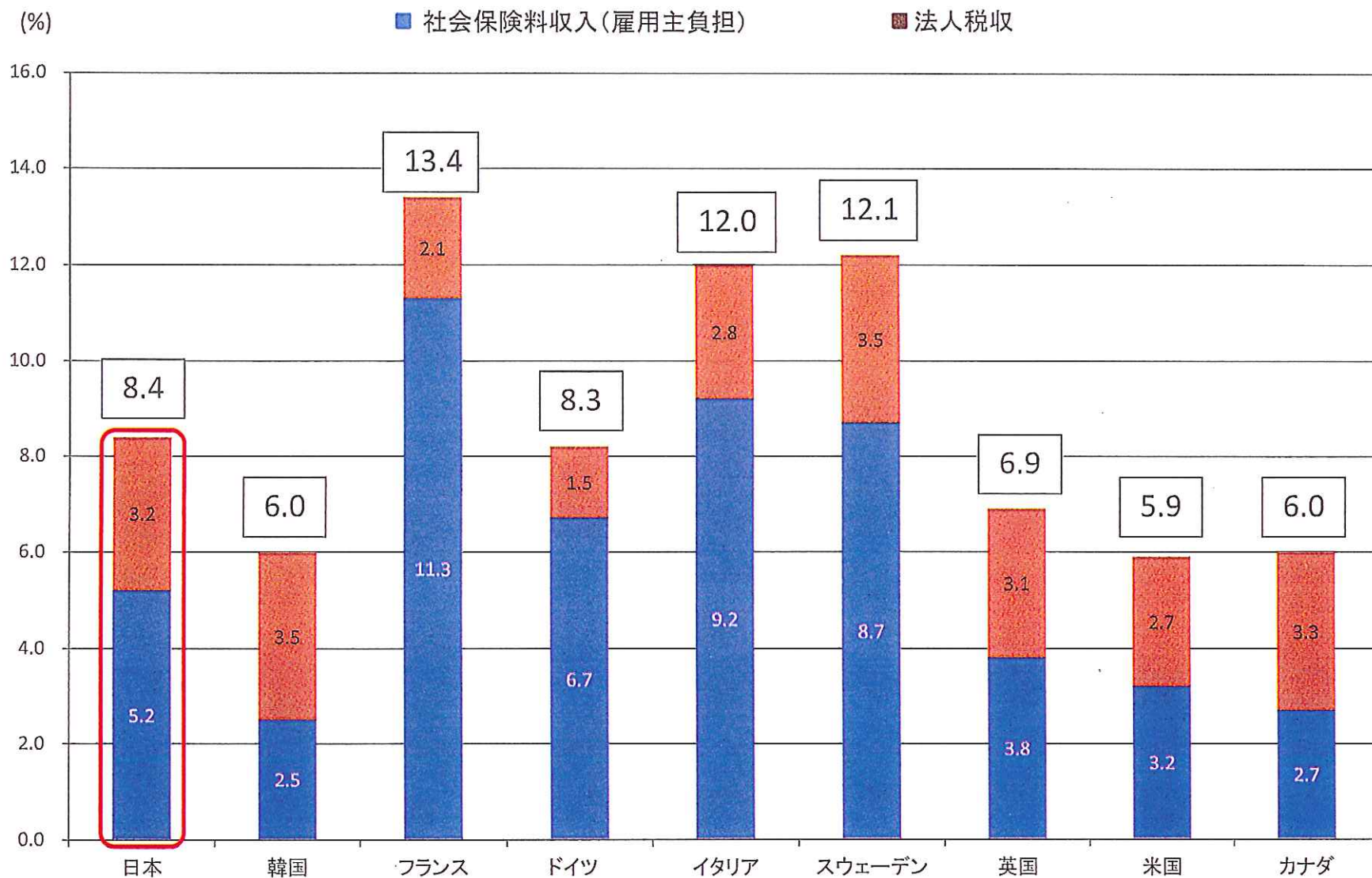
フランス	<p><b>低賃金労働者を対象とする社会保険料の事業主負担軽減措置を実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用創出を目的として、低賃金労働者（最低賃金の 1.6 倍以内）を雇用する事業主は、社会保険料の負担が軽減される（フィヨン法）。</li> <li>・ 軽減率は、従業員 20 人以上の企業は最高 26 %、20 人未満の企業は最高 28.1 %（2012 年）。</li> <li>・ 2012 年、オランダ大統領は、雇用創出・企業の競争力強化の観点から、社会保険料の事業主負担の軽減を検討してきたが、結果的には見送り。</li> </ul>
スペイン	<p><b>零細企業等で失業者を雇用した場合の事業主負担割引等を実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用促進のため、小・零細企業と個人事業主（従業員 50 人未満）を対象として、失業者等を雇用した場合の社会保険料（事業主負担分）を割引（年間 1,000〜1,500 ユーロ）</li> </ul>
イタリア	<p><b>零細企業等で見習い契約の若者を雇用した場合の事業主負担の免除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年者雇用の促進のための「見習い契約」（正社員の契約前に専門資格などを習得させる契約）の社会保険料（事業主負担分）を免除。</li> <li>・ 2012 年 1 月から 2016 年末までの間、零細企業（従業員 9 人以下）を対象として、見習い契約者の事業主負担分が 3 年間免除</li> </ul>
スウェーデン	<p><b>失業者を雇用した場合の事業主負担を免除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 カ月以上失業していた者を雇用した場合に社会保険料（雇用主負担分）が最大 1 年間免除。</li> <li>・ 2013 年 1 月からは 1 年以上失業している若者を雇用した際の免除額を倍増。</li> </ul>

(資料)

- ・ 柴田洋二郎「フランス社会保障財源の租税化」『海外社会保障研究』No. 179, Summer 2012
- ・ 日本貿易振興機構『欧州各国の雇用政策の最新動向』2012 年 12 月, pp. 32-33 (スペイン)、p. 35 (イタリア)、p. 39 (スウェーデン)

[http://www.jetro.go.jp/ifafile/report/07001165/europe\\_employment\\_measures.pdf](http://www.jetro.go.jp/ifafile/report/07001165/europe_employment_measures.pdf)

# 企業の公的負担水準の国際比較(対GDP比・2010CY)



(出典) OECD Revenue Statics(2011)

## 保険料収納未済額の推移

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
厚生年金保険	3,565	4,303	4,770	4,502	4,205
協会管掌健康保険	1,791	2,169	2,541	2,457	2,351

※ 金額は年度末時点のもの。

## 社会保障審議会介護保険部会における検討事項 (利用者負担・補足給付の見直し関係)

### 【一定以上所得者の利用者負担について】

- 被保険者個人の所得が一定の基準を上回る場合、利用者負担を2割とすることを検討中。

案1:被保険者全体の上位約20%に該当する合計所得金額160万円(年金収入の場合、年収280万円)以上

案2:住民税課税者である被保険者のうち所得額が上位概ね半分以上に該当する合計所得金額170万円(年金収入の場合、年収290万円)以上

### 【補足給付について】

- 保有する預貯金等・不動産が以下の基準を上回る場合、補足給付の対象外とすることを検討中。

①預貯金等の基準・・・預貯金等が単身では1,000万円以上、夫婦では2,000万円以上ある場合

②不動産の基準・・・預貯金等が上記の基準未滿であっても、固定資産税評価額で2,000万円以上(地価公示価格及び鑑定評価額等で約3,000万円程度以上)の宅地等の不動産を所有している場合(※)

※ 補足給付の対象外とした上で、不動産を担保に補足給付相当額の貸付を行い、死後に回収する仕組みとすることを検討。